

委員会提出議案第2号

東広島市議会会議規則の一部改正について

東広島市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月10日

東広島市議会議長 乗越 耕司

東広島市議会会議規則の一部を改正する規則

東広島市議会会議規則（昭和49年東広島市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表委員長会議の項中「議会会報委員長」を「広報広聴委員長」に改め、同表政策研究会の項中「政策的条例案の提案及び市長に対する政策提言に関し」を「市政に関する重要な政策等及び課題について」に、「行うこと並びに研究会の運営に関し協議又は調整を行う」を「行い、その結果を議会で共有する」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

政策研究会の設置目的の見直しその他所要の規定の整備を行おうとするものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第120条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。